

いろいろなトラブルが身近にひそんでいても、なかなか気付けないもの。  
そこで実際にあった様々な事例をもとに、トラブル回避法を学びましょう。

連載第1回目

テーマ  
「マルチ商法」

## 実はそれ、悪質なマルチ商法<sup>※</sup>かも!

※マルチ商法とは…連鎖販売取引の通称。消費者が販売員(会員)として販売組織に入り、自分の下に販売員(会員)を増やしていくことで、ねずみ算式に販売組織を広げていく。合法的な商法だが、思ったように売れず借金をしてしまったり、友人や家族を強引に入会させてトラブルになったりするケースも多いので、注意が必要。

「やってみようかな。でも  
それって本当なの?」

Answer

そんなことはありません。  
ラクしてもうかる方法はないと考えましょう。

マルチ商法の誘い方はメールや電話、直接声をかけるなど様々で、誘う口実は「お茶しない?」「飲みに行こう」など、気軽なものがほとんど。しかし会うと勧誘されます。友人や知人からの話なので、警戒心もなくなって、販売組織に加入してしまったというトラブルがほとんどです。

## 相談事例

Aさん

【相談者Aさんの場合】

「契約して8日以上経過したけど、  
返品って出来るの?」

「簡単にもうかるというアルバイトの説明会に、知人から誘われて行ったんです。毎月、化粧品を買って2人以上の知人を紹介すれば収入になると言われて契約したんですが、冷静に考えると入会金18,000円を支払ったうえ、14,000円の化粧品を毎月必ず買うというのしんどい。さらに毎月2人の知人を紹介する自信もない。解約を申し出ると「退会は自由だが、返品は一切認めない」と言われ、困っています。」(30代女性)

相談員

【アドバイス】

「契約から20日以内なら大丈夫!」

「マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日から数えて20日以内であれば、クーリング・オフによって契約解除が可能です。今回の相談者の場合は契約日から12日目だったので、連鎖販売を営む業者にクーリング・オフの通知を出すように助言しました。その他、いろいろなケースがあるのでまずは相談を。」

## 「マルチ商法」は、ココに注意!

●「マルチ商法」にはいろいろな名称があります!

販売組織が「マルチ商法」という呼び方を嫌い、「ネットワークビジネス」や「MLM(マルチ・レベル・マーケティング)」と自称する場合があります。名称は違っても、マルチ商法のことです。必要ないと思ったら、さっぱりと断りましょう!

●SNSなどで集まるイベントに注意!

最近はSNSのオフ会やそこで知り合った人から、マルチ商法に誘導されるケースも多いので、注意が必要です。もちろん、開催目的がはっきりとし、問題ないイベントも多数ありますが、少しでも気になる点があれば行かないことをおすすめします。

●「必ず」「簡単に」「誰でも」もうかる話には注意!

ラクして確実にもうかるビジネスはありません。成功者が出てきて話しても、悪質なマルチ商法では一部の成功例を強調しているだけに過ぎません。また購入するための商品代金を消費者金融で借りてしまい、販売がうまくいかずに借金だけが残る場合もあるので要注意です。

●親しい人の誘いでも、目的を告げられない説明会には行かない!

マルチ商法の入会者のほとんどは、友人や家族からすすめられたことがきっかけです。例え親しい人でも、あやしいと思ったら断りましょう。入会して無理な勧誘を続けられ、人間関係を壊してしまったりするだけでなく、自分が加害者になる可能性もあります。

「この話、ちょっと怪しい?」と思ったら、まず相談を!

広島県の相談窓口 **広島県生活センター**

消費者啓発動画配信中 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videoaneru/>

広島市中区基町10-52

消費生活相談 ☎082-223-6111(商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など)

県民相談 ☎082-223-8811(結婚・離婚、交通事故、多重債務問題、相続・遺言など)

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)9時～16時(12時～13時は休み)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

